

第55号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の改正に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

条例第2条に規定する「附属の島」については、国家公務員等の旅費支給規程を引用しているが、令和7年4月1日付で同規程が改正されることにより、引用先の条番号が第1条から第2条に変更されるため、規定整備を行う。

なお、附属の島の内容については、変更はない。

○国家公務員等の旅費支給規程 改正内容

改正後	改正前
(用語) 第1条 (略)	【新設】
(附属の島) 第2条 法第2条第2号に規定する財務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。	(附属の島) 第1条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号。以下「法」という。）第2条第1項第4号に規定する「附属の島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。

3 施行期日

令和7年4月1日

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の旅費に関する条例 昭和26年11月6日条例第18号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国および九州ならびに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第2条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(第2号から第5号省略)</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○職員の旅費に関する条例 昭和26年11月6日条例第18号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国および九州ならびに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第1条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(第2号から第5号省略)</p> <p>(第2項および第3項省略)</p>